

10月1日は「浄化槽の日」

浄化槽の管理は適切に

浄化槽（合併処理浄化槽）はトイレの水洗いで快適な生活を送れるだけでなく、きれいな水で美しく豊かな自然を守ります。

浄化槽は維持管理が大切です

浄化槽は微生物の働きを利用して汚れた水をきれいにする装置です。

また、浄化槽管理者には、**保守点検・清掃・法定検査**が浄化槽法で義務付けられています。適切な維持管理をお願いします。

「微生物」を元気にする方法

- ①トイレの洗浄水は十分な量を流しましょう。
- ②洗剤等の薬剤は適量を守りましょう。
- ③トイレにトイレトペーパー以外のものを流さないようにしましょう。
- ④浄化槽（送風機）の電源は切らないでください。また、通気口や送風機の空気取り入れ口はふさがないようにしましょう。

- ⑤マンホールの上には物を置かないで、ふたはきちんと閉めておきましょう。
- ⑥消毒剤は切らさないようにしましょう（保守点検業者が適時補充します）。
- ⑦野菜くずや天ぷら油などを台所から流さないようにしましょう。



浄化槽を設置しましょう

市では、し尿・雑排水を併せて処理することにより、河川や水路等の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、**浄化槽の設置を推進**しています。

戸別浄化槽事業（市設置）

市が浄化槽本体・送風機を設置し、保守点検等の維持管理を行います。浄化槽の大きさに関係なく、1棟につき設置負担金15万円および毎月の使用料を個人が負担します。

また、**既に浄化槽（50人槽まで）を設置している人は**浄化槽を市へ寄付して、後の保守点検等の維持管理を市が行うこともできます（単独浄化槽は対象外です。保守点検状況など、一定の要件があります）。この場合も毎月の使用料を個人が負担します。

浄化槽設置への補助（個人設置）

浄化槽（50人槽まで）を個人で設置される人には規模に応じた補助金を交付しています。保守点検等の維持管理は個人で行います。

※お住まいの場所により適用される制度が異なります。浄化槽の設置やトイレの水洗化をご検討される際には、事前に下水道課へ問い合わせてください。



担当：江頭

問 まちづくり部 下水道課
☎ (23) 9118

【有料広告】

任意整理・過払金返還請求！

消費者金融等と約10年以上の取引がある方・
消費者金融等の借金を完済した方は

西九州総合法律事務所
佐賀県弁護士会所属
弁護士 福田 大志

相談無料
秘密厳守

完済した方は自己負担金ゼロ！

取り戻した過払金の中から成功報酬をいただくのみです。
詳しくはお電話、またはブログをご覧ください。
<http://fukuda-hiroshi.seesaa.net/>



要電話予約

☎ 0954-27-8056

受付/（月～金）9:00～12:00 13:00～18:00
佐賀県武雄市武雄町大字武雄5650-26